

昭和二十六年六月

財團法人
人口問題研究会要覽

昭和二十六年六月

財團法人

人口問題

題

研

究

會

要

覽

目 次

一	沿革	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
二	財團法人人口問題研究會寄附行為	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
三	財團法人人口問題研究會辦務規程	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
四	財團法人人口問題研究會會計規則	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
五	財團法人人口問題研究會會員規則	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
六	顧問及役職員	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
七	事業概要	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

一、沿一、革

大正の末期におけるわが国の人口と食糧との不均衡問題に始まつた人口問題の関心は、終に、昭和二年に到つて人口食糧問題調査会の設立を政府に余儀なくせしめ、これが調査審議を昭和五年に至るまで続けたのであるが、人口問題は、国民生活の根本的事項であり短期又は、彌縫的対策では、その核心に触れ、基本の方策を見出すことは至難であつて、真にこれが解決の萬全を期するためには、人口問題の恒久的調査研究機関の必要が痛感されるに至つたのである。したがつて、人口食糧問題調査会第十二回特別委員会においてこれが必要性が強調され、政府に建議されたのであるが容易にその実現をみなかつたのである。

しかるに、ときあたかも世界経済恐慌の波及により、人口問題が失業問題として、その重要性が確認されるに至つたので、昭和七年、当時の内務省発起のもとに、人口食糧問題調査会当時の委員たる官民の有志会合の上、本会の創立を決議し、その実現に努めた結果、昭和(1)八年十月二十七日財團法人としての本会が誕生したのである。

その後、国内情勢の推移に応じて、わが国の人団問題の解決に資するための人口政策の推進に多大の成果をあげたのであるが、更に本会主催の人口問題全国協議会において、一般の輿論によつて再度「人口問題に関する国立常設機關設置の件」を政府に建議し、その実現に努力した結果、昭和十四年八月国立人口問題研究所が開所されるに至つたのである。

かくして、本会は、この研究所と表裏一体をなし、その調査研究を補うとともに、本会も又、調査研究機能の發揮に努め、人口問題に関する啓蒙宣伝機關として、ますます重要な役割を演ずるに至つたのである。しかしながら戦時より戦後にかけて情勢は一変し、一時社会情勢の混乱のため、その活動は停止のやむをきに至つたが、戦後いよいよ加重し来つた人口圧力は、單に、国民生活の向上発展にも多大の障害となりつゝある実情と、関係各方面より

の要望もあり、昨年未より銳意本会の組織および役員の整備拡充を図つて再建を練つていたが、本年四月二十三日厚生大臣室において評議員総会を開き、新役員を選出して、自立経済の確立と、自主的出生統制等の人口問題解決に関する諸方針を決定し、こゝにますますその機能發揮に努めることになつたのである。

二、財團法人人口問題研究会寄附行為

昭和十五年四月一日 第四章改正
昭和十六年八月一日 第三章第五章改正
昭和二十六年三月二十日改正

第一章 名 称

第一条 本会は、財團法人人口問題研究会と称する。

第二章 目的及事業

第二条 本会は、我が國人口問題の解決に資するため、諸般の調査及び研究を行い、且つ、人口問題研究諸団体との連絡を図り、併せて人口政策の樹立並びに人口問題に関する諸施設の整備並びに改善の促進を期することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するため、つきの事業を行う。

- 一 人口問題に関する調査及び研究
- 二 人口問題に関する資料の蒐集及び整備
- 三 政府の諮詢に対する答申又は建議
- 四 国内人口問題研究諸機関及び研究者との連絡提携
- 五 国外人口問題研究諸団体との連絡及び資料の交換
- 六 調査、研究結果の発表

其他、前条の目的を達するため必要な事業

第三章 事務所

一九四六年五月二十七日

第四条 本会は、事務所を東京都港区芝田村町一丁目二番地合同ビル内に置く。
本会は、必要があれば、地方に支部を設けることができる。

第四章 会員

第五条 会員を分けて、特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員の四種とする。

特別会員は、本会に功勞ある者又は、学識名望ある者を理事会においてこれを推薦する。

維持会員、終身会員及び通常会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入するものとする。その入会、退会並びに会費の納入に関する規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第五章 役員職員及顧問

第六条 本会に、つきの役員を置く。

理 事 長 一 名

十名以内

三十名以内

二 名

評 議 員 若 千 名

第七条 理事長は、常任理事中より互選によつてこれを定める。

理事長は、本会を代表して会務を統轄する。
理事長故障あるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長の予め指名した常任理事が順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第八条 理事は、評議員会において、評議員の互選によつてこれを定める。
但し、理事の中二名は厚生省官房総務課長及び、厚生省人口問題研究所長の職にある者をもつて、これに当てる。

第九条 常任理事は、理事会の互選によつてこれを定め、会務を分掌する。

第十条 監事は、評議員会の議決により、理事長これを委嘱する。

監事は、業務執行及び資産状況を監査する。

第十一条 評議員は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第十二条 役員の任期は三年とする。但し再任は妨げない。

補欠のため、就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条 役員の任期満了したときは、後任者の就職するまで前任者が其の職務を行う。

第十四条 本会につきの職員を置き、理事長がこれを任命又は委嘱する。

研究員

若千名

手

若干名

書記

若干名

幹事

若干名

研究員

若干名

助手

若干名

幹事

理事長の指揮をうけて、庶務及び会計を処理する。

書記

上司の指揮をうけて、庶務及び会計に従事する。

幹事

人口問題の調査研究並びに研究員の指導のため、主査及副主査を置く。主査及び副

主査は理事及び評議員の中から、理事長がこれを委嘱する。

顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

第十九条 理事会の議決すべき事項はつきのとおりとする。

第六章 理事会

人口問題に関する調査研究事項
財産の管理及び処分

寄附の受諾

寄附行為の変更及び規則の制定、変更

その他、理事長が必要と認めた事項

第二十条 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。

理事三分の一以上から請求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

理事長が必要と認めたとき、書面による表決を求め、招集に代えることができる。

第二十一条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第二十二条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつてこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第七章 評議員会

第二十三条 評議員会の議決すべき事項は、つぎのとおりとする。

一 歳入、歳出、予算に関する事項。

二 決算及び事業執行状況の報告に関する事項。

三 其の他、理事長が必要と認めた事項

第二十四条 評議員会は、毎年一回これを招集する。但し、理事長が必要と認めたときは隨時にこれを招集することができる。

評議員三分の一以上から請求があつたときは評議員会を招集しなければならない。

第二十五条 第二十一条及び第二十二条の規定は、評議員会にこれを準用する。

第八章 資金及会計

第三十六条 本会に基本財産を置く。

基本財産の積立、管理及び処分方法は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

第二十七条 本会の会計年度は毎月四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第二十八条 本会の経費は、つぎに掲げるものをもつて支弁する。

基本財産以外の資産

寄附金

会員費

其の他の収入

第九章 附則

第二十九条 本会の事務執行に關して必要な規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第三十条 本寄附行為を変更しようとするときは、理事三分の二以上の同意を得なくてはならない。

第三十一条 本法人設立当時の理事はつぎのとおりである。

伯爵

柳沢

保

恵

男爵

藤村

義

朗

永井

亨

下

那須

皓

山川

端

夫

吉田

河田

村

宏烈

茂

長谷川赳夫
堀切善次郎
吉田

井 宮
田 愛 次
上 雜
二 郎

丹 羽
七 郎

三、財団法人人口問題研究会処務規程

第一条 本会の事務は別に規定のあるものの外本規程により処理する。

第二条 本会の常務は常任理事の決裁により処理する。但し重要な事項は理事長の決裁を経なければならない。

第三条 本会に到達する文書は書記が接受し親展書を除き開封の上件名番號等を簿冊に登録し、各主管係員に配布する。

親展書は封緘の儘記名者に配布の上領收印を受ける。

第四条 主管係員が文書を接受したときは幹事の指揮をうけ速かに処理案を具し、決裁を受けなければならない。

第五条 現金その他有価証券を接受したときは金額、種類等を明記して別に定める。会計規則により収納しなければならない。

第六条 常任理事不在のときは、常任理事の委任した理事が其の職務を代行する。

第七条 本会より発送する文書は書記が其の件名、番號を簿冊に登録しなければならない。

第八条 完結文書は書記が整理保存しなければならない。

第九条 本会より発送する文書その他に使用する印章は書記がこれを押捺しなければならぬい。

四、財團法人人口問題研究会会計規則

第一章 総 則

- 第一条 寄附金、会費、其の他の一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とする。
- 第二条 一會計年度の出納は翌年五月三十日に閉鎖する。
- 第三条 出納閉鎖後の収入又は支出は、現年度の歳入又は、歳出とする。
- 第四条 各年度において、歳計に剩余があるときは翌年度の歳入に編入しなくてはならない。
- 小切手、振替貯金若は振替払によるものとする。

第二章 予 算

- 第五条 歳入歳出の予算は前年度二月未日迄に調製し三月未日迄に評議員会の認決を受けなければならぬ。
- 第六条 歳入歳出予算は一般会計毎に調整し、款、項、目に区分するものとする。
- 第七条 避けられない予算の不足を補うため、又は予算外に生じた必要な費用途に充てるため予備費を設けることができる。

第三章 収入及び支出

- 第八条 収入及び支出は當任理事の決判により執行するものとする。
- 但し、本会事務所所在地外において開催する講演会、其の他の会合に必要を経費、鉄道貨物運賃その他現場支払に要する経費並びに委託購入に要する経費については、本会職員に

現金支払を為さしめるため、現金前渡することができる。

前項の現金前渡を受けた職員は支払完了のものについて事務所所在地帰着後一週間以内に支払証憑書を添え精算書を提出しなくてはならない。

第九条 経費は予算に定めた目的以外に使用し、又は各款の金額を流用することはできない。各項の金額を流用する場合は理事長、各目の金額を流用する場合は常任理事の決判をうけなければならない。

第十条 予算内の支出経理上必要があれば一時借入を為すことができる。
前項の借入金はその会計年度の収入により償還するものとする。

第四章 決 算

第十一条 決算は翌年度七月三十日迄に予算の様式によつて、決算報告書を謹製の上監事の意見を附して翌年度内に評議員会に提出するものとする。

第五章 契 約

第十二条 物品の購入、印刷其の他の契約を行う場合は二人以上の見積書を徴して、其の最低価格の者と契約を締結しなくてはならない。但しつきに掲げる場合には一人の見積書によつて締結することができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
二 急速を要し、競争に附する暇がない場合
三 労力の供給又は運送を請負はせる場合

四 契約代金二十萬円を超えない場合

第十三条 前条の契約は常任理事の名をもつて締結するものとする。

第十四条 契約代金二十萬円を超える場合は契約の目的、履行の期限、契約違反の場合の保証

証金の処分、危険の負担其の他必要な事項を詳細に記載した契約書を作製しなくてはならない。

第六章 物品出納

第十五条 物品はつぎの区分により取扱はなければならぬ。

一 備品（器具、機械、図書、雑品）

二 消耗品（用紙類、雑用品）

三 印紙切手類（郵便切手、郵便葉書、収入印紙、電車、乗合自動車乗車券）

第十六条 不用品は売却の手続を、破損品又は毀損品は修繕の手続を為さなくてはならぬ。修繕を加えても使用に堪えない物は棄却することができる。

前二項の手續は常任理事の指揮によらなくてはならない。

第七章 帳簿

第十七条 金銭及び物品の出納を登記するためつぎの帳簿を備えなければならない。

一 予算差引簿

二 現金出納簿

三 物品出納簿

第八章 雜則

第十九条 現金及び有価証券又は物品の出納事務を掌る職員は出納の責任を負うものとする。

前項の職員故意又は過失により現金、有価証券又は物品を亡失又は損したときは賠償の責に任ずるものとする。

第二十条 本規則により難いものがある場合特に其の規定を設けることができる。

五、財団法人人口問題研究会々員規則

(昭和二十六年三月二十日一部改正)

第一条 本会寄附行為第四章第五条の規定により特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員を置く。

特別会員は、本会に功労ある者又は、学識名望ある者にして、理事会において推薦したるものとする。維持会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は、会員の紹介により本会の事務を援助するため、一箇年一口金五千円以上又は一時金一口金三萬円を醵出するものとする。通常会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は会員の紹介により入会したものとする。通常会員は、会費として年額金六百円を毎年三月未日までに納付するものとする。

第二条 会員には、本会発行の図書、定期刊行物其の他の印刷物を無料又は実費にて頒布する。

第三条 会員の住所、氏名に異動を生じたるときは、直ちに其の旨届出るものとする。

第四条 通常会員が退会しようとするときには、其の旨届出なくてはならない。この場合既に納入した会費は返還しないものとする。

第五条 通常会員が会費の納入を怠つた場合には会員たることを取消すことあるべきこと。

附 則

本則は昭和二十六年三月二十日より施行する。

六、財團法人人口問題研究會顧問及び役員名簿 (A B C 順)

顧問

一萬田尙登

日銀總裁

經濟團體聯合會長

東芝社長

元厚生大臣

元厚生大臣

元厚生大臣

元厚生大臣

日本育英會長

農村更生協會長

社會黨顧問

元會長

法博

元日銀總裁

通商產業大臣

法博

元日銀總裁

經博

元日銀總裁

經博

元日銀總裁

經博

元日銀總裁

元日銀總裁

理事

岡崎文規

床次德二

高田浩運

高田浩運

高田浩運

安芸岐一

理事

厚生省官房總務課長

人口問題研究所長

六、財團、法人人口問題研究会顧問及び役員名簿 (ABC順)

顧問

一萬田尙登

日銀總裁

理事常任

岡崎文規

人口問題研究所長

石川一郎

経済団体聯合会長

床次徳二

衆議院議員

石坂泰三

東芝社長

高田浩

厚生省官房總務課長

二元厚生大臣

穂高田浩

人口問題研究所總務部長

林黒川武雄

厚生大臣

岡崎文規

人口問題研究所長

前田多門

日本育英会会长

岡崎文規

人口問題研究所長

田駒吉

社会党顧問

岡崎文規

人口問題研究所長

那須皓

農村更生協会長

岡崎文規

人口問題研究所長

高橋龍太郎

日本商工会議所会頭

岡崎文規

人口問題研究所長

山川端夫

法博

岡崎文規

人口問題研究所長

事長永井亨

經博

岡崎文規

人口問題研究所長

事長下条芳雄

(理長在磨) 経博

岡崎文規

人口問題研究所長

北岡寿逸

國學院大學教授

岡崎文規

人口問題研究所長

葛西嘉資

元厚生次官

理事

水島治夫

九大教授

監事矢野一郎
第一生命社長

美濃口時次郎

名大教授
人口問題調査会事務局長評議員赤木朝治
（毎日新聞社交渉中）

三原信一

人ロ問題調査会事務局長評議員赤木朝治
（毎日新聞社交渉中）

社会事業協会副会長
参議院議員

森田優三

總理府統計局長

赤松常子

衆議院議員

岡田文秀

元厚生次官

青柳一郎

医博

大河内一男

東大教授

天野景康

衆議院議員

清水慎三

日本労働組合總同盟
厚生省統計調查部長（交渉中）

千葉三郎

發明協会理事

曾田長宗

元厚生次官

章塚浩二

東大教授

武井群嗣

元厚生次官

上野岐浩

參議院議員

戸田貞三

東大名譽教授

井上なつえ

厚生省官房總發課

東畠精一

東大教授

今村讓

厚生省官房總發課

寺尾琢磨

慶大教授

飯塚浩二

參議院議員

原徹三郎

北大名譽教授

上山一郎

東京都知事

安井誠一郎

商大教授

福田邦三

東大教授

吉川俊太郎

東京商工會議所
専務理事

本庄榮次郎

東北名譽教授

井貫一秩父セメント社長

（毎日新聞社交渉中）

監事

諸井貫

第一生命社長

本庄榮次郎

経博

本多龍雄

人口問題研究所調査部長

評議員久慈直太郎 日赤産院長

評議員

野口正造

生命保險協會常務理事
(交渉中)

小山榮三世論調查所長

小林珍雄

上智大教授

小坂寛兄外務省管理局調查課

近藤康男農博(交渉中)

勝俣稔結核予防会理事長

木内信東大教授

木原均理博

川上理一公衆衛生院衛生統計部長

河崎ナツ参議院議員(交渉中)

増田甲早七衆議院議員

南亮三郎経博

松村勝次郎財團法人農政調査会理事

村岡花子日本放送協会理事

森永井豊横浜大教授

中川友長経博

西野入德早大教授

西倉俊一財團法人人口と産業問題振興会理事

大来佐武郎

經濟安定本部調查課長
(交渉中)

小田橋貞寿

參議院專門委員

小倉武一

農林省農業改良局長
(交渉中)

佐成篤三郎

日本防貧協會理事長

齊藤邦吉

労働省職業安定局長

瀬木三雄

東北大教授

高田保馬

文法博

高岡熊雄

法博

谷口彌三郎

日本醫師會長

輝峻義等

醫博

津田正夫

新聞協會事務局長
(交渉中)

渡辺定

医博

山高しげり

全國民生委員連盟參與

山川菊栄

労動省婦人少年局長
(交渉中)

吉益脩夫

医博

佐倉重夫

三菱經濟研究所長

七、事業概要

一 調査研究

内閣における人口問題審議会の建議に基き、その具体的な内容の研究を充実するため、本年度の調査研究の主眼を左の二点におく。

1. 人口扶養力に関する調査研究
2. 人口調整に関する調査研究

二 資料の蒐集

人口問題に関する内外の調査資料の蒐集整備を行う。

三 国内の連絡

1. 同攻者の会合

人口問題関係研究機関及び研究者との連絡提携を図るため、研究者名簿および文献目録を作成し、同攻者の会合を行う。

2. 協議会の開催

衆智をあつめて、現下の人口問題の解決を図るために全国および地方において協議会を開催する。特に人口調整に関する諸団体代表者会議を開催し懇談協議する。

四 海外との連絡

国際連合、米国、印度その他各国のこの種機関および同攻者と連絡並びに資料の交換を行う。

五 公開講演会の開催

人口問題に関する知識の普及並に対策施設の促進を期するため隨時中央又は地方において公開講演会を開催する。

六 印刷物の発行

1. 人口問題資料の刊行

調査研究した結果を印刷発行すると共に会員に配付する。

2. 機関誌の発行

特別寄稿者および同攻研究者一般より研究その他原稿を募集し、印刷刊行する。

3. 人口問題叢書の発行

人口に関する健全なる思想の普及啓蒙を図るため、人口問題叢書を発行する。

既にこれが第一輯として「現下の人口問題」を発行した。

会員組織の拡大強化

その他わが国人口問題の解決に資するため必要な事業

1. 縱賞論文の募集

人口問題に関する研究の促進を図るため、時宜に適応せる論題の下に懸賞論文を募集する。

2. 資料展覽会、資料の出品、講師の派遣

人口問題に関する一般の啓蒙の目的のため資料展示会、統計展覽会その他各種文化展覽会等の開催せられるに当たり資料の出品をなし、講演会には本会より講師を派遣する。

3. 政府に対する答申及び建議

政府の諮問に応じて答申をなし、あるいは喫緊重要な事項に関し政府に対し建議を行う。

又国会に対しても請願を行う。

4. その他前記の目的を達するに必要な事業

